

## 南木曾町リニア中央新幹線対策協議会についての整理

### 1. 目的

「この協議会は、南木曾町におけるリニア中央新幹線整備事業にかかる課題について協議し、国県等の関係機関と連携を図りながら、事業主体である東海旅客鉄道株式会社等に対して適切な対応を求めるとともに、その実現をもって住民の安全と安心を確保することを目的とする。」

(対策協議会設置要綱より抜粋)

### 2. 基本姿勢

「対策協議会では、住民のリニアに対する期待と不安の声を踏まえ、工事の進捗状況、環境保全対策の実施状況、確認事項に基づく別途文書の課題等を引き続き協議し、住民の安全と安心を確保しながら将来にわたって町と住民の負担とならないよう J R 東海等に適切な対応を求めるとともに、国県による J R 東海への指導と町への継続的な支援を求めています。」

(第 28 回協議会資料より抜粋)

### 3. これまでの主な協議事項

第 03 回：対策協議会の合意を地域住民の合意のひとつの形として、地域の理解と協力が得られたとする。J R 東海と対策協議会との協定書の締結を目指し、協定をもって合意と考える。協議会の最終判断は、会長(町長)が意見を把握し総体的に判断する。

第 14 回：計画そのものには反対する立場ではないものの地元へのリスク軽減を最優先課題として取り組んでいくことを確認した。

第 16 回：協議会の活動方針について協議を行った。J R 東海との協議に伴い発生する事務手続きについて町が調整・対応するに当たり、重要な決定事項は協議会に諮ることを確認した。

第 18 回：町内における候補地の有無を確認するため、候補地の募集を行うこととした。

第 21 回：水道水源保全地区内の行為に関する事前協議書への知事からの意見照会に対する回答案の作成について、質問や意見交換等を行った。

第 22 回：発生土置き場候補地に係る今後の進め方について確認

第 24 回：リニア対策協議会の今後の進め方について協議を行った。発生土置き場については、盛土計画案についての地元了解や河川法等法令上可能であると見込まれる段階で協議会に諮ることとなった。

第 25 回：対策協議会の目的、基本的な姿勢並びに協定書の締結、発生土の処理、環境保全、工事用道路、損害補償など今後協議すべきことを確認した。

第 26 回：協議会が求めてきた基本協定書に相当する「工事に関わる確認事項(案)」と補足資料が示され、内容について協議が行われた。

第 28 回：「確認事項」に基づく協定書(案)と協議会の基本姿勢についてまとめた文書(案)について同意が得られた。

第 34 回：町道十二兼線道路拡幅に関する協定と工事車両の通行に関する確認書の変更等について協議し、同意が得られた。

第 38 回：工事車両の通行に関する確認書の変更(第 4 回)、発生土置き場の管理に関する確認書及び水資源への対応に関する確認書の取交しについて協議し、同意が得られた。

4. 確認事項と別途文書について ※課題の中でも未だ文書による確認ができていない事項を着色

項目	確認すべき事項	締結の時期
確認事項 (基本協定に相当)	4 者が 5 つの事項について相互に連携・協力して誠実に取り組む疑義又は予測できない問題や課題が新たに発生した場合は、4 者が協議して解決する	令和元年 8 月 21 日
別途文書 (確認書)		
第 3 項関連		
車両の運行	工事の安全対策に関すること 工事用車両の運行方法、安全対策に関すること	令和 2 年 8 月 20 日 令和 3 年 2 月 16 日①※1 令和 4 年 4 月 1 日② 令和 5 年 2 月 13 日③ 同 10 月 13 日④
発生土置場 (仮置き場含む)	発生土置場 (仮置き場) の安全確保・災害防止・維持管理に関すること 重金属・放射線 (ウラン) に関すること	令和 5 年 10 月 13 日
工事用道路	256 号から広瀬・尾越斜坑までの工事用道路等に関する取り決め	令和 3 年 2 月 16 日
	町道棚橋線道路工事に関する取り決め	令和元年 12 月 11 日
	町道十二兼線道路拡幅工事に関する取り決め	令和 4 年 4 月 1 日
第 4 項関連		
水道水源 代替水源 (事前対策)	県知事の同意条件 (妻籠水道水源) に関すること	可能な限り早急に
	個人水道に関すること	令和 5 年 10 月 13 日
	工事に関する情報提供の方法、手段等についての取決め (仮)	可能な限り早急に
	代替水源の確保の方法及びその時期 (妻籠水源・向ヶ原水源・大山工区水源)	令和元年 12 月 11 日 令和 3 年 12 月 22 日①
	水道水源の保全等に関する事項についての文書による確認	令和 5 年 10 月 13 日
環境保全・自然景観	国の環境基準ではなく、地元の環境水準を保全すること (大気・騒音・振動・粉塵・交通渋滞など) 作業ヤード等の景観に関すること	令和元年 11 月 令和 2 年 12 月
水資源	田んぼ等の水利用に関すること (減水時の補償) 水資源 (男滝・女滝) に関すること (減水時の補償) 蘭川等の水質保全、水量確保	令和 5 年 10 月 13 日
第 5 項関連		

※各確認書は、状況の変化、深度化等に伴い必要に応じて内容の精査、変更を行う。

※1 数字は変更の回数を表す。